

令和5年8月9日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け群労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータで比較したところ、令和3年10月2日発効の群馬県最低賃金（時間額865
円）は、令和3年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添
える。

なお、昨年
の答申に於いても要望したとおり、中小企業の賃上げのための環境
整備について、支援策の更なる拡充を求めるとともに、特に小規模事業所への情
報展開の工夫、及び支援策を受けるために必要な諸手続遂行に対する人的援助等、
制度について不知な事業主や、事務処理体制の理由で対応できない状態を解消す
る手立てを強く望むものである。

また、「就業調整」の問題について、人材の調達が大きな経営課題となってい
る現状において、年収制限等による就業調整は、企業経営を更に厳しいものとす
る要因となり得るものである。いわゆる「年収の壁」を低くするというような施
策では足りないほど人手不足は深刻であり、今後ますます大きな問題となること
が懸念されるため、「働き方に中立な制度」に向けて、そのような「年収の壁」
といった施策はすべて廃止することを要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 935 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 865 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 2 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,990 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$865 \text{ 円 (群馬県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 122,675 \text{ 円}$$